

■ 都市計画法改正に係る防府市のこれまでの経緯 ①

平成12年	4月	1日	地方分権一括法施行（開発許可に関する事務が自治事務になる）
平成13年	10月	23日	「開発行為等の許可の基準に関する条例」制定（県制定）
平成14年	1月	23日	「開発行為等の許可の基準に関する条例」施行（県条例）
平成22年	12月	28日	「防府市開発行為等の許可の基準に関する条例」制定
平成23年	3月	31日	「防府市開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則」制定
平成23年	4月	1日	開発行為の許可権限が県から防府市に全部移譲
平成23年	4月	1日	「防府市開発行為等の許可の基準に関する条例」施行
平成23年	4月	1日	「防府市開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則」施行
令和2年	6月	10日	都市計画法改正法（制定） 近年激甚化・頻発化する災害を踏まえ、政令が改正され、条例で定める市街化調整区域内において開発行為等を行い得る区域等の指定基準として、災害リスクの高い区域を除外する旨の規定が新たに制定される。
令和2年	11月	24日	国土交通省 報道発表（法改正閣議決定）
令和3年	4月	1日	安全なまちづくりのための開発許可制度の見直しについて（技術的助言）（周知） →浸水深さ3mの基準が示される。
令和3年	4月	15日	国の技術的助言に対する県の考え方（周知）
令和3年	10月	13日	周知 四士会 ^{※注} に文書（お知らせ）を发出（見直し）
令和3年	12月	28日	「防府市開発行為等の許可の基準に関する条例（一部改正）」（制定） ⇒災害リスクが高い区域を開発行為ができる区域から除外
令和3年	12月	28日	周知 HP公開 ～条例の一部改正について～
令和4年	1月	4日	周知 四士会に文書（お知らせ）を发出（一部改正）
令和4年	2月	10日	「防府市開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則（一部改正）」（制定） ⇒佐波川・柳川・馬刀川の浸水区域3m以上を開発行為ができない規制対象区域に指定
令和4年	2月	10日	周知 HP更新 ～条例の一部改正について～
令和4年	2月	24日	周知 四士会に文書（お知らせ文）を发出
令和4年	4月	1日	都市計画法改正法（施行）
令和4年	4月	1日	「防府市開発行為等の許可の基準に関する条例（一部改正）」（施行）
令和4年	4月	1日	「防府市開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則（一部改正）」（施行）
令和4年	4月	1日	周知 市広報（4/1号） ～災害リスクの高い区域において、開発の許可基準が変わります～

■ 都市計画法改正に係る防府市のこれまでの経緯 ②

- 令和 4年 5月24日 水防法に基づく高潮浸水想定区域の指定（山口県による指定・公表）
- 令和 4年 6月 9日 周知 四士会に文書（お知らせ文）を發出
- 令和 4年12月28日 「防府市開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則（一部改正）」制定
⇒高潮も含む浸水区域3m以上を開発行為ができない規制対象区域に追加
- 令和 4年12月28日 周知 四士会および商工会議所に文書（お知らせ文）を發出
- 令和 5年 2月 1日 周知 市広報（2/1号）
～7月1日から市街化調整区域の開発行為等ができる土地の区域が変わります～
- 令和 5年 3月22日 周知 HP更新
- 令和 5年 4月11日 周知 課税課納税通知書の送付に併せチラシを送付
- 令和 5年 7月 1日 「防府市開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則（一部改正）」施行

※注 四士会とは、下記の4団体の総称です。

- ・ 山口県行政書士会 防府支部
- ・ 山口県土地家屋調査士会 防府支部
- ・ (一社)山口県建築士事務所協会
- ・ (一社)山口県宅地建物取引業協会 防府支部